

○加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 145 号

(目的)

第 1 条 この条例は、重度心身障害者に対し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）、規則に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める 1 級、2 級又は 3 級の障害を有するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成 14 年埼玉県告示第 1365 号）に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で同要綱で規定する「（A）」、「A」又は「B」の障害を有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの
- (4) 65 歳以上 75 歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法

律施行令（平成１９年政令第３１８号）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの

（５） ７５歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているもの

２ この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法をいう。

３ この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。

（対象者）

第３条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１） 本市に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条又は第３０条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所し、入院し、又は入居している者

イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第１８条第１項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第１８条第２項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１５条の４の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第１６条第１項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の２第１項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（次に掲げる者を除く。）

（ア） 対象者が１８歳以上の者にあつては、当該対象者が満１８歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が本市内に住所を有していた者

（イ） 対象者が１８歳以上の者にあつては、当該対象者が満１８歳となる日の前日に保護者であつた者がいないとき、保護者であつた者が住所を有しないとき、又は保護者であつた者の住所が明らかでないときは、当該対象者の所在が満１８歳となる日の前日において本市内にあつた者

（ウ） 対象者が１８歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有する者

（エ） 対象者が１８歳未満の者にあつては、障害児入所給付費の支給を受けている当該対象者の保護者が住所を有しないとき、又は明らかでないときは、当該対象者の保護者の現在地が本市内にある者

キ 国民健康保険法第１１６条の２の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第５５条及び第５５条の２の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

（２） 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２９条又は第３０条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準

該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１１条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

（３） 市長が身体障害者福祉法第１８条第１項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

（４） 市長が身体障害者福祉法第１８条第２項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

（５） 市長が知的障害者福祉法第１５条の４の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

（６） 市長が知的障害者福祉法第１６条第１項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

（７） 埼玉県から児童福祉法第２４条の２第１項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（次に掲げる者に限る。）

ア 対象者が１８歳以上の者にあつては、当該対象者が満１８歳となる日の前日に保護者であつた者が本市内に住所を有していた者

イ 対象者が１８歳以上の者にあつては、当該対象者が満１８歳となる日の前日に保護者であつた者がいないとき、保護者であつた者が住所を有しないとき、又は保護者であつた者の住所が明らかでないときは、当該対象者の所在が満１８歳となる日の前日において本市内にあつた者

ウ 対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有する者

エ 対象者が18歳未満の者にあつては、障害児入所給付費の支給を受けている当該対象者の保護者が住所を有しないとき、又は明らかでないときは、当該対象者の保護者の現在地が本市内にある者

(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、本市の区域内に住所を有するとみなされる者

(9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に本市に住所を有していたもの

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市の区域内に住所を有するとみなされていたもの

(11) その他市長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

(4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者であつて、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にあり、その旨の市長の認定を受けたものを除く。

(医療費助成金)

第4条 市長は、対象者に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）及び入院時食事療養標準負担額（対象者の満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの入院に係る負担額に限る。第8条第2項において同じ。）について、対象者に医療費助成金を支給するものとする。ただし、税の申告を行わないこと等の被保険者等の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については医療費助成金の支給の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月から翌年9月までの医療保険各法その他の規定による医療給付に係る医療費助成金の支給は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、当該所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。

3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合は、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法その他の規定による医療給付に係る医療費助成金の支給については、前項の規定は適用しない。

（受給資格の登録等）

第5条 医療費助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査

し、対象者に該当すると認めたときは、申請者を受給資格登録者として登録しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による審査の結果、受給資格登録者として登録しないときは、規則で定めるところにより、その旨を申請者に通知するものとする。

（受給者証の交付等）

第6条 市長は、第4条第1項及び第3項の規定により医療費助成金の支給を行うときは、当該支給を受ける受給資格登録者（以下「受給者」という。）に対し、受給者証を交付しなければならない。

- 2 市長は、第4条第2項の規定により医療費助成金の支給を行わないときは、受給資格登録者に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

（受給者証の提示）

第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに、受給者証を提示しなければならない。

（支給の方法）

第8条 医療費助成金の支給は、受給者又はその保護者（受給者を現に監護する者として登録されたものをいう。）の請求に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を当該受給者又はその保護者に代わって当該指定医療機関等に支払うことができる。

- 3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対し医療費助成金の支給があったものとみなす。

- 4 市長は、満15歳に達する日以後における最初の3月31日までにある受給者の医療費助成金については、第2項の規定により指定医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部、埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

(届出の義務)

第 9 条 受給資格登録者は、その資格を喪失したとき、又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格登録者は、規則で定めるところにより、所得の状況について市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第 10 条 医療費助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第 11 条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費助成金の額に相当する額を返還させることができる。

(支給額の返還)

第 12 条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費助成金の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から医療費助成金の支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和 53 年加須市条例第 22 号）、騎西町重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和 50 年騎西町条例第 27 号の 3）、北川辺町重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭

和 5 0 年北川辺町条例第 3 4 9 号) 又は大利根町重度心身障害者医療費支給に関する条例 (昭和 5 0 年大利根町条例第 3 4 号) (以下これらを「合併前の条例」という。) の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間の診療に要した医療費に係る入院時食事療養標準負担額の助成については、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成 2 4 年条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定に基づき受給者証の交付を受けている者は、改正後の第 3 条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。

附 則 (平成 2 4 年条例第 2 3 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成 2 5 年条例第 2 号)

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 3 条中加須市障害福祉サービス事業所あけぼの園条例第 3 条第 1 号の改正規定(「第 5 条第 6 項」を「第 5 条第 7 項」に改める部分に限る。)、同条例第 1 1 条第 2 号及び第 1 6 条の改正規定並びに第 4 条中加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例第 2 条第 1 項第 2 号の改正規定及び同

条例第4条ただし書の改正規定 公布の日

(2) 第1条中加須市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第2条の規定、第3条中加須市障害福祉サービス事業所あけぼの園条例第3条第1号の改正規定（「同条第15項」を「同条第14項」に改める部分に限る。）及び第4条中加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例第3条第1項の改正規定（「又は共同生活介護」を削る部分に限る。） 平成26年4月1日

附 則（平成26年条例第17号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第2項第4号の規定は、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第2条第1項に規定する重度心身障害者である者については、適用しない。

附 則（平成30年条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第6条第1項の規定により受給者証の交付を受けている者に対する医療保険各法その他の規定による医療給付に係る医療費助成金の支給については、平成34年9月30日までの間は、改正後の第4条第2項及び第3項、第6条並びに第9条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に受給資格の登録の申請をした者に係る医療保険各法その他の規定による医療給付に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。